

当院からのご案内

◆歯科医院における厚生労働大臣が定める掲示事項です。

1. 当院は厚生労働大臣が定める保険医療機関です

2. 明細書発行体制等加算について

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、明細書が必要のない場合はお申し出ください。

3. 歯科疾患管理料について

歯の痛みなどの症状や検査など、お口の健康を保つために必要な管理をしています。

なお、明細書が必要のない場合はお申し出ください。

4. 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養費について

診療報酬改定により、2024年10月1日から長期収載品を患者様ご自身で希望した際に選定療養費として自己負担が発生します。

※詳しくはこちら➡ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

5. 保険外負担に関する事項について

当院では保険適用外治療（自費治療）におきましては、別途、自費にてご負担頂いております。

自己負担が発生します。

◆当院では施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に以下の届出を行っています。

◆オンライン資格確認による医療情報の取得

当院ではオンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。患者様の薬剤情報等の診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。マイナ保険証のご利用にご協力ください。

◆医療DX推進のための体制整備

◆歯科外来診療における院内感染の防止対策

◆外来後発医薬品使用における体制整備

後発医薬品の使用に積極的に取り組み、処方する薬剤を変更する可能性があります。

その際には、しっかりと患者様にご説明させて頂いております。

◆一般名処方加算

後発医薬品があるお薬は患者様へご説明の上、商品名ではなく、一般名（有効成分の名称）で処方する場合があります。

◆有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算

当院内に歯科技工士がおりますので、迅速に義歯（入れ歯）の修理及び、内面適合法（軟質材料）を行うことができます。

◆歯科外来診療感染対策加算

◆口腔粘膜処置

◆歯科技工士連携加算 1 及び光学印象歯科技工士連携加算、歯科技工士連携加算 2

◆CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

◆クラウン・ブリッジ維持管理料

◆歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)

◆歯科点数表の初診料の注16及び再診料の注12に規定する施設基準（オンライン診療に適切な実施）